



# INFORMATION インフォメーション

## 税

住民税・所得税および復興特別所得税の申告はお済みですか

住民税(町・民税)・所得税および復興特別所得税の申告・相談を受け付けていますのでご利用ください。  
期間 3月15日(火)まで  
時間 午前9時～11時  
場所 町民会館ホール  
なお、確定申告による所得税および復興特別所得税の納付期限は、申告期限と同じです。期限内に納付をお願いします。

## 年金

ご存じですか  
「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」

### 国保・後期高齢者医療

20歳以上の方は、生でもあっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までですが、次の年度も在学予定である場合、4月初めに再申請の用紙が年金事務所から郵送されますが、必要事項を記入の上ご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方は、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合に、障

害年金を受けることができなくなります。詳しくは、お問い合わせください。

### 葬祭費について

国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者が死亡したとき、葬儀を行つた方(施主)に5万円が支給されます。

※葬儀をした日の翌日から2年を経過するなり、申請できません。

申請に必要なもの  
保険証、印鑑、申請者の預金通帳(口座振込で支給するため)、葬儀を行つたことが分かる書類(会葬礼状または葬儀の領収書等)

問合せ 住民課

回 557-7578

### 公共交通に関する要望活動

1月29日、町と議会ではJR東日本および東に対し、次とのおり公共交通に関する要望活動を行いました。

JR東日本に対しては、JR八高線の運行本数の増発

### 春の交通安全講習会

日 時 3月11日(金)

場 所 町民会館ホール

内 容 □ 交通警察署による講話  
□ 交通安全DVDの上映

※参加の方々には交通安全グッズを差し上げます。  
※「表彰・講習カード」がある方は、スタンプを押印します。

問合せ 地域課  
カードをおななの方  
は、当日配布します。

問合せ 消費生活相談 口

回 557-7633  
(正午から午後1時までは除きます)

## お知らせ

### 統計調査員募集

▼住民課  
回 557-7578  
▼青梅年金事務所  
回 0428(30)3410

町では、統計法に基づく基幹統計調査(工業統計調査など)で、統計調査員を募集しています。希望する方にはあらかじめ登録していただき、調査実施の際に依頼します。

▼職務上知り得た秘密を厳守できる方  
遂行できる方

▼責任をもつて調査事務を事務に従事していない方

回 557-0531

(特に朝夕のラッシュ時や24時台)、早化車両基地の建設、新駅の設置やホームドアの整備、箱根ヶ崎駅の発車メロディーを町にゆかりのある曲にすること等について

② 東京都に対しては、多摩都市モノレールの 崎面延伸の早期事業化について

今後も公共交通の充実に向けて、粘り強く要請します。

問合せ 秘書広報課  
回 557-7476

暮らしの情報  
「お試し価格」や「無料サンプル」というネット広告にご注意

『インターネット広告で「お試し価格500円」という健康食品を見つけ広告を見直してみると、通常価格で3回の定期購入になっていた。い業界にキャッシングセルを申し入れたが、発送済みだと断られた。』といつた相談が増えています。

このような通信販売は、クリーニング・オフができるません。返品の可否や条件などは、広告に記載された内容になります(ただし、広告に返品についての記載がない場合は、受け取った日が商品であります)。

「お試し価格」や「料金プラン」という言葉で、申し込むのではなく、購入や返品の条件等を確認してから、購入を決めましょう。

少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活談くください。

問合せ 消費生活相談 口  
回 557-7633  
(正午から午後1時までは除きます)

▼用品交換  
ゆずります  
▶学習机  
▶スキー用品(大人用靴・板2組)

ゆずってください

▶自転車(子ども用・大人用)  
▶二中制服・体操着(女子用LLサイズ)  
▶体操着(東松原保育園・狭山保育園用)  
▶園服・通園バッグ(狭山保育園用)  
▶ペランダ設置用物置  
▶卒業式用スーツ(男子用160cm)

問合せ 産業課 回 557-7633

▼相談はお早めに  
町税等を納期限までに納付できない場合には、お早めに税務課納税係までご相談ください。申請に必要な書類等、詳しく述べてお問い合わせください。  
問合せ 税務課  
回 557-7529

に滞納となつてある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。  
または一部が免除されます。  
財産の差押えや換価(売却等)が猶予されます。  
▼猶予が認められると  
猶予期間中の延滞金の全部  
または一部が免除されます。  
財産の差押えや換価(売却等)が猶予されます。  
▼相談はお早めに  
町税等を納期限までに納付できない場合には、お早めに税務課納税係までご相談ください。申請に必要な書類等、詳しく述べてお問い合わせください。  
問合せ 税務課  
回 557-7528

場 所 税務課資産税係  
問合せ 税務課  
回 557-7528

バイク・軽自動車の変更・廃車手続きを忘れずに

軽自動車税は、4月1現在の所有者に課税されます。  
「譲渡した」、「住をした」、「使用できなくなつた」、「盗難により持つていな」などの場合は、3月中に変更・廃車手続きを済ませてください。

場 所 税務課  
問合せ 税務課  
回 557-7528

問合せ 地域課  
カードをおななの方  
は、当日配布します。

問合せ 消費生活相談 口

回 557-7633  
(正午から午後1時までは除きます)

15

広報みずほ 平成28年3月号

広報みずほ 平成28年3月号

時 間 午前8時30分～午後5時

14

